
順天堂医院が主催した災害訓練概要の紹介

(柳川洋一ほか、日本集団災害医学会誌 2013;18:150-154)

2018年6月29日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

1. はじめに

平成 23 年 9 月 18 日 9 時に大地震が生じ、順天堂医院内外で多数の負傷者が発生したという想定で訓練を実施した。消防法第 8 条に基づき、病院では災害訓練を実施している。現実的には一病院の災害訓練は、自院で使用する災害時のマニュアル確認のため、自院の職員のみでの訓練か消防組織との連携確認を含めたものが多い。そこで、本症例は私的病院が中心となって行った災害訓練としては他団体と合同で行ったユニークな連携形態・訓練内容であるのでここで紹介する。

2. 訓練概要

訓練参加機関等は、文京区本郷地区町内会、国会議員、東京消防庁本郷消防署、警視庁本富士警察署、文京区役所、公益社団法人 Civic Force、順天堂大学および医学部附属順天堂医院であった。参加人数は約 400 人であった。このような多数の機関等が私的病院の災害訓練に参加した背景には、当院の防災センターを管轄する警備課による積極的な外部への働きのほか、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災があり、地域住民や公的機関の災害への取り組み機運が高まっていたことがあった。

事前調整協議は災害訓練の半年前から開始し、計 5 回実施した。調整で一番難航したのは、町内会が災害訓練の経験に乏しかったことであり、具体的な訓練内容を順天堂大学から提案を行い、訓練計画を煮詰めることとなった。

訓練内容は①順天堂医院から避難訓練と、②周辺地域住民も被災し近隣小学校に避難し、負傷者は救護所で順天堂医療従事者に応急処置を受けるという 2 本のシナリオを同時並行で実施した。また、災害訓練の一環として衆議院議員（新潟県中越地震で被災した新潟県古志郡山古志村の元村長）による東日本大震災に関する講話や、消防・警察・区役所・公益社団法人・医療スタッフが災害時に役立つ技術展示を当院スタッフや住民に対して行った。

3. 問題点

避難訓練は職員が患者役となった。職員が患者だったため避難訓練は混乱なく行えた。応急処置訓練時はスタートトリアージを行い、その後医療資源を用いて応急処置を行い、トリアージタグへの記載を行った。複数個所で同時の災害訓練を実施したため、訓練参加者が自ら参加した訓練以外の内容を見学することができず、また防災センターに報告される情報に錯綜が生じる問題が発生し、翌年の訓練課題となった。

4. 考察

大規模災害で有効な救援医療活動を実施するためには、警察、自衛隊、保健所、行政機関、地域住民、Not-for-Profit Organization 団体、他医療機関所属の Disaster Medical Assistance Team、地元医師会、ボランティアなど他の組織等との連携をもった対応を要する。そのためにはこれらの組織等と円滑な連携が必要である。病院の災害訓練では、消防法に基づいて行われているため、訓練時の消防職員の協力や連携は得やすい。しかし大規模な災害の場合、消防は多数の事案対応を行うため、超急性期にはその援助の可能性は低く、他の組織との連携も重要になっていく。災害時の円滑な活動を行うため、平時からの顔の見える関係を訓練等で構築することの重要性は述べられている。しかし、他機関とこのような関係を築くためには多大な調整能力が求められるため、現実的には内閣府が主催する総合防災訓練や地方自治体が主体となって開催する大規模災害訓練でないと実施できていないのが現状である。

当院で行った多組織と連携した訓練は、地元医師会、保健所、近隣の医療機関連携、自衛隊等は含まれておらず、連携構築には不十分な点があり、また、訓練を実施するにあたって化学的な評価を加えておらず、満点の訓練ではない。しかし、このような取り組みに着手している姿勢は大規模災害に向けて重要であり、今後の実災害時に有効な手段になりうる。